令和2年

上尾市教育委員会12月定例会議案資料

議案第57号 資料

凡例 「○○○」を加える場合・・・<mark>○○○</mark> →太字&網掛け 「△△△」を削る場合・・・*△△△* →取消線&斜体字 ただし、改正する条等の部分のみ表記

●上尾市教育委員会事務局及び教育機関の職員の勤務時間等の特例に関する規程

(平成15年上尾市教育委員会訓令第1号)

【改正要旨】

- 1、上尾市事務専決規程の改正に準じ、いわゆる「ずれ勤」に係る規定について、その対象除外とする職員に県費負担教職員を定めていることに加え、会計年度任用職員を除外対象に加えるもの。(第1条関連)
- 2、上尾市職員服務規程第8条第1項の改正(第1号及び第2号新設)に伴う規定の整理 を行うもの。(第4条関連)

(趣旨)

第1条 この規程は、市教育委員会事務局及び市立教育機関に勤務する職員(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第37条第1項に規定する県費負担教職員及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。以下「職員」という。)の労働時間を短縮し、職員の健康維持を図るため、上尾市教育委員会事務局及び教育機関の職員の勤務時間、休憩時間等に関する規程(平成21年上尾市教育委員会訓令第1号)第2条第1項の規定が適用される職員が各種団体との交渉、公共工事等の事業の説明会その他の業務で市民の都合等によりそれを行う時間が決定されるもの(以下「他律的業務」という。)に従事する場合等の勤務時間及び休憩時間(以下「勤務時間等」という。)を定めるものとする。

(勤務整理簿による整理の方法)

第4条 第2条第1項又は第3項の規定による勤務時間等の変更を行った場合において、当該勤務状況についての勤務整理簿(教育委員会職員服務規程第4条の規定によりその例によることとされた上尾市職員服務規程(昭和49年上尾市訓令第5号)第8条第1項**第1号**の勤務整理簿をいう。)による整理は、第2条第1項のA組に変更した場合にあっては「A組」の符号を、同項のB組に変更した場合にあっては「B組」の符号を、同項のC組に変更した場合にあっては「C組」の符号を用いて行うものとする。

●上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程

(平成22年上尾市教育委員会訓令第1号)

【改正要旨】

- 1、上尾市事務専決規程の改正に準じ、会計年度任用職員の任免、服務等に関する承認をする専決権限を有する者を所属部長もしくは所属の課長等に定める規定の整備を行うもの。(「別表第1」9(3)(5)(6)(7)(8)、「別表第2」4(1)(3)の2(11)、「別表第3」、「別表第4」関連)
- 2、上尾市事務専決規程の改正に準じ、常勤職員が営利企業等に従事する際に許可する専 決権者を教育長もしくは所属部長に定める規定の整備を行うもの。(「別表第2」4(5) の2関連)
- 3、その他、規定の整理を行うもの。

別表第1

共通決裁事項·専決事項

	事項	事務			部長		
9	教育委員会	 (1) 法律、条例又は教育委員会規則の定めると	次茲	导 次	専決	导伏	导伏
	及び学校そ						
	の他の教育						
	機関の職員 の任免その						
	他の人事に	て同じ。)及び一般職の職員で非常勤のものの					
	関する事項	<u>任免を行</u> うこと。					
		イ 特別職の職員 <i>で非常勤のもの</i> (アに掲げる		\circ			
		者を除く。) <i>及び一般職の職員で非常勤のもの</i>					
		(3) <i>遅参、早退、</i> 年次休暇及び特別休暇(上尾 市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例					
		(平成7年上尾市条例第15号。以下「勤務時間					
		条例」という。) 第14条第2項第3号及び第19					
		号に規定するものを除く。) を承認すること。					
		エ 主席主幹以下の職 <i>にある者</i> 及び会計年度					\circ
		任用職員(地方公務員法(昭和25年法律第					
		261号)第22条の2第1項に規定する会					
		計年度任用職員をいう。以下同じ。)の職に					
		ある者(学校その他の教育機関(公民館を除					
		く。)において主席主幹以下の職及び会計年					
		度任用職員の職にある者を除く。)					
		(5) 勤務時間条例第8条の2第1項(同条第4					
		項において準用する場合及び上尾市会計年度					
		任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する					
		規則(令和2年上尾市規則第48号。以下「会					
		計年度任用職員勤務時間規則」という。)第8					
		条においてその例による場合を含む。)の規定 による深夜勤務の制限を承認すること。					
		による保険勤務の制限を承認すること。 エ 主席主幹以下の職 <i>にある者</i> 及び会計年度					\bigcirc
		一 王帝王軒以下の職 ためる五 及い云司千度 任用職員の職にある者(学校その他の教育機					
		世 所					
		の職及び会計年度任用職員の職にある者を					
		除く。)					
		(6) 所属職員について、勤務時間条例第8条の					0
		2第2項及び第3項(同条第4項において準用)
		する場合及び会計年度任用職員勤務時間規則					
		第8条においてその例による場合を含む。)の					

事項	事務	新報会 決裁	教育長 専決		次長 専決	課長 専決
	規定による時間外勤務の制限を承認すること。	0 (7)(700	300	300	700
	(7) 旅行命令(研修に関する旅行命令を除く。)					
	を発すること。 エ 主席主幹以下の職 <i>にある者</i> 及び会計年度					\bigcirc
	任用職員の職にある者(学校その他の教育機					
	関(公民館を除く。)において主席主幹以下					
	の職及び会計年度任用職員の職にある者を 除く。)					
	(8) 会計年度任用職員(地方公務員法(昭和2			0		
	<u>5 年法律第2 6 1 号) 第2 2条の2 第1 項に規定する会計年度任用職員をいう。</u> 学校その他の					
	教育機関(公民館を除く。)において会計年度					
	任用職員の職にある者を除く。以下この号において同じ。)の任免 をすること 、服務等に関す					
	ること。					
	ア会計年度任用職員を任用すること。			0		
	イ 会計年度任用職員の退職を承認すること。 ウ 通勤手当及び通勤に要する費用弁償の受			\circ		O
	会資格を認定すること。 お資格を認定すること。					
	工 会計年度任用職員勤務時間規則第14条					0
	第2項の規定による病気休暇を承認するこ					
	と。 オ 介護休暇及び介護時間を承認すること。					\bigcirc
	カ 会計年度任用職員勤務時間規則第5条の					Ö
	規定による週休日の振替及び会計年度任用					
	職員勤務時間規則第10条においてその例 によるものとされた勤務時間条例第10条					
	第1項の規定による代休日の指定をするこ					
	٤.					
	キ 地方公務員の育児休業等に関する法律(平					0
	成3年法律第110号)により育児休業及びその期間の延長並びに部分休業を承認し、又					
	は当該承認を取り消すこと。					
	ク 地方公務員法第28条第2項第1号の規			0		
	定に該当する者として休職すること。					
	ケー身分、給与、在職その他の証明をすること					0
	っ コ 職務に専念する義務の特例に関する条例					0
	(昭和30年上尾市条例第16号)第2条の					
	規定により職務に専念する義務を免除する					
	(9) 勤務時間条例第5条の規定による週休日					
	の振替及び半日勤務時間の割振変更をするこ					
	と並びに勤務時間条例第8条の3第1項の規					
	定による時間外勤務代休時間の指定及び勤務 時間条例第10条第1項の規定による代休日					
	時間未例第10米第1項の規定による代外日 の指定をすること。					
	エ 主席主幹以下の職にある者(学校その他の					0
	教育機関(公民館を除く。)において主席主					
	幹以下の職にある者を除く。)					

別表第2

個別決裁事項・専決事項 教育総務部教育総務課

事	事項	事務	糖 決裁	教育長 専決	部長 専決	課長 専決
	育委員会		1/\13%	910	分八	分八
	バ学校そ 10の教育	る法律第37条第1項に規定する県費負担教職員(以下「県費負担教職員」という。) 及び				
機員	月の職員	会計年度任用職員を除く。以下この項において				
	£免その り人事に	同じ。)の採用試験を実施すること。 (3) 地方公務員法第28条の規定により職員				
	ナる事項	の降任、免職又は休職の処分をすること。				
		イー休職の処分		主幹以		
				下の職 にある		
				者及び		
				市費学		
		(3)の2 地方公務員法第28条の規定により		校職員		
		会計年度任用職員の降任、免職又は休職(同条				
		第2項第1号の規定による休職を除く。イにお いて同じ。)の処分をすること。				
		ア 降任又は免職の処分	\bigcirc			
		イ 休職の処分		0		
		(5) 職務に専念する義務の特例に関する条例 (昭和30年上尾市条例第16号) 第2条の規				\circ
		定により職員の職務に専念する義務を免除す ること。				
		(5)の2 地方公務員法第38条第1項の規定		0		
		により職員及びフルタイム会計年度任用職員 (同法第22条の2第1項第2号に規定する				
		会計年度任用職員をいう。イにおいて同じ。)				
		が同 法第38条第1 項に規定する営利企業を 営むことを目的とする会社その他の団体の役				
		員、顧問、相談員、評議員、参与その他これら				
		に準ずる地位を兼ね、若しくは自ら同項に規定 する営利企業を営み、又は報酬を得て事業若し				
		くは事務に従事することを許可すること。				
		ア 部長、参与、参事、次長、主席副参事、副参 事、課長、主席主幹、図書館長、教育センター		O		
		所長、中学校給食共同調理場所長及び主幹				
		イ 公民館長及び副主幹以下の職にある者並び			\circ	
		に市費学校職員並びにフルタイム会計年度任 用職員の職にある者				
		(7) 地方公務員の育児休業等に関する法律(平				
		成3年法律第110号) により職員の育児休業及 びその期間の延長、育児短時間勤務及びその期				
		間の延長並びに部分休業を承認し、又は当該承				
		認を取り消すこと。				
		(8) 職員の病気休暇を承認すること。 エ 参与、参事、次長、主席副参事、副参事、		30日	5日を	5 日
		課長(教育総務課長を除く。)、主席主幹、		· ·	超え、	
		図書館長、教育センター所長、中学校給食共			かつ30	
		同調理場所長及び主幹 (11) 職員 及び会計年度任用職員 に対し研修に		もの	日以内	
		関する旅行命令を発すること。				
					•	•

	ウ 公民館長及び副主幹以下の職にある者並 びに市費学校職員 <mark>並びに会計年度任用職員</mark> の職にある者			0
	(12) 上尾市教育委員会教育長の勤務時間、休日 及び休暇並びに職務に専念する義務の特例に 関する条例(平成27年上尾市条例第11号。次号 において「教育長勤務時間等条例」という。) 第2条第1項の規定により、勤務時間条例の適 用を受ける職員の例により教育長の服務に関 し次のアからオまでに掲げる行為を行うこと。		0	
	ア <i>遅参、早退、</i> 年次休暇、病気休暇、特別休 暇、介護休暇及び介護時間の承認			

学校教育部学務課

事項	事務	糖 決裁	教育長 専決	部長 専決	課長 専決
2 教育委員会 及び学校育 機関の低の 他の 他の と 事項	(学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成7年埼玉県教育委員会規則第9号)第12条第1号に規定するものを除く。)、介護休暇及び介護時間を承認すること。		等 次	等(人	守(人

学校教育部指導課

事項	事務	糖針 決裁	教育長 専決	部長 専決	課長 専決
2 教育の世界の で で で で で で で で で で で で で で で で で で で	及び特別休暇(勤務時間条例第14条第2項第3 号及び第19号に規定するものを除く。)を承認 すること。				0

学校教育部学校保健課

事項	事務	教育委員会	教育長	部長	課長
		決裁	専決	専決	専決
2 教育び他のの機任のの機任のよる事員のに項	を承認すること。				0

別表第3

図書館長専決事項

四目如氏	40(1)
事項	事務
2 教育委員会	(5) 所属職員の <i>遅参、早退、</i> 年次休暇及び特別休暇(勤務時間条例第14条
及び学校そ	第2項第3号及び第19号に規定するものを除く。)を承認すること。
の他の教育	(7) 所属常勤職員(所属職員のうち会計年度任用職員を除いたものをい
機関の職員	う。以下同じ。)について、勤務時間条例第8条の2第1項(同条第4項
の任免その	において準用する場合を含む。)の規定による深夜勤務の制限を承認する
他の人事に	こと。
関する事項	(8) 所属 常勤 職員について、勤務時間条例第8条の2第2項及び第3項
	(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定による時間外勤務の
	制限を承認すること。
	【(10) 所属 常勤 職員について、勤務時間条例第5条の規定による週休日の振】
	替及び半日勤務時間の割振変更をすること並びに勤務時間条例第8条の
	3第1項の規定による時間外勤務代休時間の指定及び勤務時間条例第10

条第1項の規定による代休日の指定をすること

- (11) 所属会計年度任用職員(所属職員のうち会計年度任用職員であるものをいう。以下同じ。)の通勤手当及び通勤に要する費用弁償の受給資格を 認定すること。
- (12) 所属会計年度任用職員について、会計年度任用職員勤務時間規則第8 条においてその例によるものとされた勤務時間条例第8条の2の規定に よる深夜勤務及び時間外勤務の制限を承認すること。
- (13) 所属会計年度任用職員について、会計年度任用職員勤務時間規則第1 4条第2項の規定による病気休暇を承認すること。
- (14) 所属会計年度任用職員について、介護休暇及び介護時間を承認するこ と。
- (15) 所属会計年度任用職員について、会計年度任用職員勤務時間規則第5 条の規定による週休日の振替及び会計年度任用職員勤務時間規則第10 条においてその例によるものとされた勤務時間条例第10条第1項の規 定による代休日の指定をすること。
- (16) 所属会計年度任用職員について、地方公務員の育児休業等に関する法律により育児休業及びその期間の延長並びに部分休業を承認し、又は当該 承認を取り消すこと。
- (17) 所属会計年度任用職員の身分、給与、在職その他の証明をすること。 (18) 職務に専念する義務の特例に関する条例第2条の規定により所属会 計年度任用職員の職務に専念する義務を免除すること。

別	表第4	
	事項	事務
2	教育センタ	(2) 所属職員の <i>遅参、早退、</i> 年次休暇及び特別休暇(勤務時間条例第14条
	一所長、中	第2項第3号及び第19号に規定するものを除く。)を承認すること。
	学校給食共	(4) 所属 常勤 職員 の について、勤務時間条例第8条の2第1項(同条第4
	同調理場所	項において準用する場合を含む。)の規定による深夜勤務の制限を承認す
	長及び平方	ること。
	幼稚園長共	(5) 所属常勤職員について、勤務時間条例第8条の2第2項及び第3項
	通	(同条第4項において準用する場合を含む。) の規定による時間外勤務の
		制限を承認すること。
		(6) 所属職員 について、 の旅行命令(研修に関する旅行命令を除く。)を すること。
		(7) 所属 常勤 職員 の について、勤務時間条例第5条の規定による週休日の
		振替及び半日勤務時間の割振変更をすること並びに勤務時間条例第8条
		の3第1項の規定による時間外勤務代休時間の指定及び勤務時間条例第
		10条第1項の規定による代休日の指定をすること。
		(8) 所属会計年度任用職員について、会計年度任用職員勤務時間規則第8
		条においてその例によるものとされた勤務時間条例第8条の2の規定に
		よる深夜勤務及び時間外勤務の制限を承認すること。
		(9) 所属会計年度任用職員について、会計年度任用職員勤務時間規則第1
		4条第2項の規定による病気休暇を承認すること。
		(10) 所属会計年度任用職員について、介護休暇及び介護時間を承認するこ
		と。 (11) 所属会計年度任用職員について、会計年度任用職員勤務時間規則第5
		条の規定による週休日の振替及び会計年度任用職員勤務時間規則第10
		条においてその例によるものとされた勤務時間条例第10条第1項の規
		定による代休日の指定をすること。
		(12) 職務に専念する義務の特例に関する条例第2条の規定により所属会
		計年度任用職員の職務に専念する義務を免除すること。
3	教育センタ	(3) 所属会計年度任用職員の通勤手当及び通勤に要する費用弁償の受給
	一所長及び	資格を認定すること。
	中学校給食	(4) 所属会計年度任用職員について、地方公務員の育児休業等に関する法
	共同調理場	律により育児休業及びその期間の延長並びに部分休業を承認し、又は当該
	所長共通	承認を取り消すこと。
		(5) 所属会計年度任用職員の身分、給与、在職その他の証明をすること。
6	学校長	(1) 所属職員のうち県費負担教職員を除いたもの(以下この項において
		「市費学校職員」という。)の <i>遅参、早退、</i> 年次休暇及び特別休暇(勤務
	1	時間条例第14条第2項第3号及び第19号に規定するものを除く。)を承認

事項	事務
	すること。
	(2) 市費学校職員の時間外勤務命令をすること。
	(3) 市費学校職員のうち会計年度任用職員を除いたもの(以下この項にお
	いて「 市費学校常勤職員 」という。)について、勤務時間条例第8条の2
	第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定による深夜勤
	務の制限を承認すること。
	(4) 市費学校 常勤職員について、勤務時間条例第8条の2第2項及び第3
	項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定による時間外勤務
	の制限を承認すること。
	(5) 市費学校職員 について、
	をすること。
	(6) 市費学校 常勤 職員 の について、勤務時間条例第5条の規定による週休日の振替及び半日勤務時間の割振変更をすること並びに勤務時間条例第
	8条の3第1項の規定による時間外勤務代休時間の指定及び勤務時間条
	例第10条第1項の規定による代休日の指定をすること。
	(8) 市費学校職員のうち会計年度任用職員であるもの(以下この項におい
	て「市費学校会計年度任用職員」という。)について、会計年度任用職員
	勤務時間規則第8条においてその例によるものとされた勤務時間条例第
	8条の2の規定による深夜勤務及び時間外勤務の制限を承認すること。
	(9) 市費学校会計年度任用職員について、会計年度任用職員勤務時間規則
	第14条第2項の規定による病気休暇を承認すること。
	(10) 市費学校会計年度任用職員について、介護休暇及び介護時間を承認す
	ること。
	(11) 市費学校会計年度任用職員について、会計年度任用職員勤務時間規則
	第5条の規定による週休日の振替及び会計年度任用職員勤務時間規則第
	10条においてその例によるものとされた勤務時間条例第10条第1項
	の規定による代休日の指定をすること。 (18) 際窓に東会社で第一次の特別に関土で多別第3条の担党によりませ
	(12) 職務に専念する義務の特例に関する条例第2条の規定により市費学 校会計年度任用職員の職務に専念する義務を免除すること。
	スムロース正/時期及ぐ神のからであり、の数4万で20分り、のこと。

【 白紙 】